

I 建設機械動向調査の概要

1. 調査の目的

建設機械動向調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として経済産業省と国土交通省が共同で実施しているもので、建設業等の建設機械の保有状況を把握することを目的としている。

2. 調査の範囲

建設機械を製造・販売している製造業者及び国産機械又は輸入機械を販売している商社で販売及び管理している建設機械の平成21年度（平成21年4月から平成22年3月まで）の販売台数及び管理台数である。

3. 調査対象企業及び回答企業数

調査対象企業は、建設機械の製造業者及び輸入業を行っている商社。

調査対象企業数は、90社（製造業者82社、商社8社）であり、うち回答のあった企業数は81社（製造業者75社、商社6社）である。

調査票の回収率は全体で90.0%（製造業者91.5%、商社75.0%）。

ただし、回答企業の内には、調査の結果、自社では回答を行わず他企業に回答を依頼した企業を含む。

Ⅱ 用語の説明

1. 建設機械購入台数

新品の建設機械（国産機械及び輸入機械）を、平成21年度（平成21年4月から平成22年3月まで）に国内の使用者（最終需要者）が購入した数である。

2. 建設機械保有台数

製造業者及び商社がこれまでに販売した建設機械（新品機械及び中古機械）であって、平成22年3月31日現在において管理（アフターサービス等実施）しているものを、国内の使用者（最終需要者）が保有している台数と見なした。

3. 建設機械及び規格区分

- （1）建設工事に使用される建設機械に限り調査し、その他の用途に使用される機械（農耕用機械など）は、この調査から除外した。
- （2）移動しながら作業する建設機械は、搭乗式のみを対象とし、ハンドガイド式のもの除外した。
- （3）基礎工事用機械は、ベースマシンの有無にかかわらず、作業装置の数とした。

4. 使用者の業種区分

使用者の業種区分は、下表のとおりであり、使用者の業種が2種以上にわたっている場合は、そのうち主たる業種の区分に含めた。

使用者の業種区分	摘 要
建設業	日本標準産業分類D（建設業）に属する業者で、建設業法第3条の大臣許可及び知事許可を得た者（建設機械器具賃貸業等に含まれるものを除く）
建設機械器具賃貸業等	日本標準産業分類K7011（総合リース業）及び、K7022（建設機械器具賃貸業）に属する業者
官公庁等	国、地方公共団体、公社、公団、事業団及び協同組合等特殊法人
農業、林業及び漁業	日本標準産業分類A（農業、林業）及びB（漁業）に属する業者
採石業、砂・砂利・玉石採取業	日本標準産業分類C054（採石業、砂・砂利・玉石採取業）に属する業者
その他	以上のいずれにも属さない業種（製造業、運輸業等）
不明	使用者の業種が不明のもの（転売等による）

5. 使用者の地域区分

使用者の地域区分は下表のとおりとする。

地域区分	地域内都道府県名
北海道地域	北海道全域
東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県
北陸地域	新潟県、富山県、石川県
中部地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地域	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地域	四国全域
九州地域	九州全域
沖縄地域	沖縄県

6. 環境対策型建設機械及び超小旋回型機種

それぞれの建設機械の概要は下表のとおりとする。

種 別	概 要
低騒音型建設機械	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(H9.7.31 建設省告示第 1536 号) に基づき指定された低騒音型建設機械
超低騒音型建設機械	低騒音型建設機械のうち、その騒音の測定値が上記規程に示す騒音測定値から 6 を減じて得た値を下回る建設機械
低振動型建設機械	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(H9.7.31 建設省告示第 1536 号) に基づき指定された低振動型建設機械
排出ガス対策型建設機械	<p>「排出ガス対策型建設機械指定要領」(H3.10.8 建設省経機発第 249 号)、「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」(H18.3.17 国総施第 215 号) 又は「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(H18.3.18 国土交通省告示第 348 号) の規則値に適合し以下の区分毎に指定された建設機械、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (以下「オフロード法」という)」による規制対象車に指定された建設機械 (トンネル工事用含む)</p> <p>第 1 次基準値: 「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表 1 の規定値に適合し指定された建設機械</p> <p>第 2 次基準値: 「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表 2 の規制値に適合し指定された建設機械 (ただし、指定を受けた年月から販売し、管理を行っている機械 (台数) を対象とする)</p> <p>第 3 次基準値: 「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」の別記 1 の規制値又は「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」第 10 条の規制値に適合し、指定された建設機械</p> <p>オフロード法: 告示第 2 条で定める基準値に適合し、基準適合表示を付した建設機械</p>
超小旋回型油圧ショベル	狭い空間で作業するために、作業装置を装備した上部旋回体が、下部走行体全幅の 120% 以内で全旋回できる油圧ショベル。
後方超小旋回型油圧ショベル	旋回時に車体後方の安全が確保されるよう、後端旋回半径が下部走行体全幅の 120% 以内であり、フロント最小旋回半径は 120% を超える油圧ショベル。

Ⅲ 調査結果

1. 建設機械購入台数

建設機械購入台数は製造業者及び商社等が最終需要者に販売した台数とした。この集計結果は建設機械購入の地域比率及び建設機械購入の業種比率としてそれぞれ表－1、表－2に示した。